

大阪広域水道企業団監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定により執行した監査の結果を、同条第9項の規定により公表する。

令和5年2月3日

大阪広域水道企業団監査委員 小田 利昭
同 塩尻 明夫

1 監査の概要

(1) 監査の範囲

令和3年度における財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理

(2) 監査対象機関

| 所管部局 | 監査対象機関 | |
|---------|---------|---|
| 経営管理部 | 経営管理部 | 村野浄水場、庭窪浄水場、送水管理センター、北部水道事業所、東部水道事業所、南部水道事業所、水質管理センター、藤井寺水道センター、泉南水道センター、四條畷水道センター、大阪狭山水道センター、阪南水道センター、豊能水道センター、忠岡水道センター、熊取水道センター、田尻水道センター、岬水道センター、太子水道センター、河南水道センター、千早赤阪水道センター |
| 事業管理部 | 事業管理部 | |
| 議会事務局 | 議会事務局 | |
| 監査委員事務局 | 監査委員事務局 | |

(3) 監査の実施日

令和4年7月1日から同年9月29日まで

(4) 監査の実施方針

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的・能率的に行われているかを主眼として監査した。

2 監査の結果

指示事項（効率性・経済性・有効性等の観点から改善・検討を指示するのが適当と認めた事項）

○支出関係

(事業管理部)

長期継続契約案件で、令和3年度分の支出取引に関する伺い書原本・検査調書・請求書・支出伝票原本・令和3年度に締結した変更契約書原本が綴られているファイルを紛失している事例があった。文書管理を徹底されたい。

上記事項を除き、監査対象機関の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正であることを認めた。

3 問合せ先

〒540-0012 大阪市中央区谷町二丁目3番12号 マルイト谷町ビル3階

(TEL (06) 6944-6047)

大阪広域水道企業団監査委員事務局